



# 佐賀県公報

平成16年  
11月17日  
(水曜日)  
第 12534号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の認可 (六九二・まちづくり推進課) 一
- 都市計画事業変更の認可 (六九三・ ) 一
- ◎海岸保全区域の指定 (六九四・農山漁村課) 一
- ◎海岸保全区域の指定の一部改正 (六九五・ ) 三
- 字の区域の変更 (六九六・市町村課) 三
- " (六九七・ ) 六
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 八
- 環境影響評価の対象事業に該当しないこととなる都市計画対象事業 ( ) 八
- 土地改良区役員の就退任届 (農地整備課) 九
- 県営部子谷地区土地改良事業計画変更決定 ( ) 九

## ○ 告示

### ●佐賀県告示第六百九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十六年十一月十七日

佐賀県知事 古川 康

#### 一 施行者の名称

佐賀市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

- 三 佐賀都市計画公園事業 三・三・四号 巨勢公園  
事業施行期間 平成十六年十一月十七日から  
平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 佐賀市巨勢町大字高尾字三本松地内  
使用の部分 なし
- 佐賀県告示第六百九十三号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十六年十一月十七日  
佐賀県知事 古川 康
- 一 施行者の名称 佐賀市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 佐賀都市計画公園事業 三・三・三号 本庄公園
- 三 事業施行期間 平成十三年十二月十二日から  
平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分 変更後 佐賀市本庄町大字本庄字五本黒木地内  
変更前 佐賀市本庄町大字本庄字五本黒木地内  
使用の部分 なし
- 佐賀県告示第六百九十四号  
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、海岸保全区

域を次のとおり指定する。

平成十六年十一月十七日

有明海沿岸

佐賀県中津 古川 郷

海岸名	地区海岸名	区 域
道越漁港 海 岸	道越北地区 海 岸	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、10の1、9の1、6の1、5の1、4の1、3の1、2の1、1の1、1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域の位置 基点 1 藤津郡太良町大字大浦字瀬ノ首丙976番21に設置された標柱(北緯32度57分41秒、東経130度13分36秒)から270度00分方向へ54.6mの地点 " 2 基点1から179度04分方向へ230.0mの点 " 3 基点2から265度21分方向へ70.0mの点 " 4 基点3から357度11分方向へ160.0mの点 " 5 基点4から263度00分方向へ170.0mの点 " 6 基点5から204度00分方向へ150.0mの点 " 7 基点6から269度00分方向へ130.0mの点 " 8 基点7から227度40分方向へ70.0mの点 " 9 基点8から168度00分方向へ180.0mの点 " 10 基点9から257度11分方向へ200.0mの点 補助点 1の1 基点1から90度00分方向へ70.0mの点 " 2の1 基点2から135度38分方向へ111.6mの点 " 3の1 基点3から220度52分方向へ110.0mの点 " 4の1 基点4から218度58分方向へ120.1mの点 " 5の1 基点5から147度27分方向へ104.6mの点 " 6の1 基点6から158度56分方向へ246.1mの点

		" 9の1 基点9から123度44分方向へ202.3mの点 " 10の1 基点10から176度47分方向へ60.0mの点
道越南地区 海 岸	道越南地区 海 岸	1、2、3、4、2の1、1の1、1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域の位置 基点 1 藤津郡太良町大字大浦字瀬ノ首丙976番21に設置された標柱(北緯32度57分41秒、東経130度13分36秒)から209度11分方向へ723.1mの地点 " 2 基点1から146度28分方向へ132.0mの点 " 3 基点2から71度28分方向へ140.0mの点 " 4 基点3から6度30分方向へ80.0mの点 補助点 1の1 基点1から72度28分方向へ60.0mの点 " 2の1 基点2から3度05分方向へ94.1mの点
竹崎地区 海 岸	竹崎地区 海 岸	1、2、3、4、4の1、1の1、1の各点を順次結んだ線により囲まれた区域の位置 基点 1 藤津郡太良町大字大浦字鹿山甲571番1に設置された標柱(北緯32度56分54秒、東経130度13分16秒)から38度00分方向へ345.2mの地点 " 2 基点1から48度24分方向へ40.0mの点 " 3 基点2から90度01分方向へ85.0mの点 " 4 基点3から45度38分方向へ100.0mの点 補助点 1の1 基点1から207度41分方向へ72.0mの点 " 4の1 基点4から179度57分方向へ160.0mの点

●佐賀県告示第六百九十五号

海岸保全区域の指定(昭和四十二年佐賀県告示第九十一号)の一部を次のように改正する。

平成十六年十一月十七日

佐賀県知事 古川 康

有明海沿岸の表の道越漁港海岸の道越北地区海岸の項、道越漁港海岸の道越南地区海岸の項及び道越漁港海岸の竹崎地区海岸の項を削る。

●佐賀県告示第六百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、川副町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成十六年十一月十七日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
大字鹿江字孫左衛門籠 籠	大字鹿江字孫左衛門籠一角二一九一、二一九三から二一九二まで、二一九第三、二二〇一、二二〇三から二二〇五まで、二二〇第一、二二二一、二二二三から二二二五まで、二二二第一、二二二二から二二二五まで、二二三第三、二二四、二二五、二二六一から二二六六まで、二二七二、二二七三から二二七八まで、二二七第二、二二九一、二二九三、二二九五、二二九第九、二三〇一、二三〇三から二三〇六まで、二三〇第二、二三一四、二三一第一、二三八第一イ、二三八第二イ、二三七九第一、二三八〇一、二三八〇三、二三八〇六から二三八〇八まで、二三八〇第一イ、二三八〇第二、二三八一、二三八二、二三八二三から二三八二六まで、二三八二第二、二三八三三から二三八三九まで、二三八三第三、二三八四一、二三八四三から二三八四六まで、二三八四第二、二三八五三から二三八五六まで、二三八五第一イ、二三八五第二、二三八六一、二三八六三から二三八六一八まで、二三八六第二、二三八七四から二三八七六まで、二三八七第三、
	三三八七第二、三三八七第三、 三三八九 甲、三三八九 乙、三三八八、三九一第一、三九一三九〇、三九〇、 第三、三九二二、三九二三、三九二四、三九二第二、三九四、及び三九九七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 大字鹿江字孫左衛門籠二角三九五一、三九五三、三九六一から三九六三まで、三九七一、三九七第二、三九八一、三九八第二、三九九一、三九九三から三九九六まで、三九九第九、四〇〇、四〇〇第一、四〇〇第二、四〇二第一から四〇二第四まで、四〇三一から四〇三七まで、四〇四一から四〇四六まで、四〇五第二、四〇六三、四〇七二、四〇七四から四〇七六まで、四〇七第七、四〇七第三、四〇八第一、四〇八第二、四〇九、四一〇第一、四一〇第二、四一一一、四一一三、四一一第一、四一一第二、四一三第一から四一三第四まで、四一四第一、四一四第二、四一五第一、四一五第二、 四一六第一、四一六第二、四一六第三、四一七第一から四一七第三まで、六二七三、六二七四、六二七第二、六二八一から六二八七まで、六二九一、六二九二、六二九四、六二九五、六二九七から六二九二二まで、六三〇三から六三〇四まで、六三〇六、六三一、六三二、六三二第一、六三二第二、六三三第一、六三三第二、六三三第三、六三三第四、六三三第五、六三三第六、六三三第七、六三七一から六三七九まで、六三八、六三九、六四〇一、六四〇三から六四〇七まで、六四〇第二、六四一一、六四一五、六四一六、六四一第一から六四一第四まで、六四二一、六四二四から六四二八まで、六四二第二、六四二第三、六四三、六四四第一、六四四第二、六四四第三、六四四第四、六四五、六四五第一、六四五第二、六四五第三、六五二、六五二第一、六五二第二、六五二第三、六五二第四から六五二六まで、六五二第三、六五三、六五三第一、六五三第二、六五三第三、六五三第四から六五三九まで、六五三第三、六五四一から六五四三まで、六五四五、六五四

大字鹿江字道久籠	
<p>七から六五四二まで、六五五及び六五六一から六五六三まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	<p>大字鹿江字道久籠一角六五七一から六五七三まで、六五八一から六五八四まで、六五八六、六五八七、六五九一から六五九七まで、六六〇、六六一、六六二から六六二三まで、六六三、六六三三、六六三四、六六四一、六六四三から六六四八まで、六六四第二、六六五、六六五二、六六五五から六六五七まで、六六五第三、六六六、六六六二、六六七一から六六七五まで、六八二、六六八三、六六八四、六六八第二、六六九一、六六九三から六六九五まで、六六九第二、六七〇一、六七〇二、六七〇四から六七〇一三まで、六七〇第一イ、六七一三、六七一四、六七一第二、六七二二、六七二四、六七二五、六七二第三、六七三二、六七三三、六七三四、六七四一、六七四二、六七五一から六七五二七まで、六七六一、六七六四から六七六六まで、六七六第六、六七七一から六七七三まで、六七八一、六七八二、六七八四、六七八第三、六八九一、六八九二、六八九四から六八九七四まで、六八九第三、六八〇一、六八〇四から六八〇六まで、六八〇第二、六八一一から六八一七まで、六八二一、六八二二、六八三二から六八三四まで、六八四一、六八四二、六八五二、六八六一から六八六五まで、六八七一から六八七四まで、六八八一から六八八四まで、六八九一、六八九三から六八九八まで、六八九第二、八四〇一から八四〇四まで、八四一一から八四一七まで、八四二二から八四二六まで、八四三二から八四三六まで、八四四一から八四四三まで、八四五一から八四五六まで、八四六第一、八四六第二、八四七第二、八四七第三、八四八一、八四八三、八四八第二、八四九三、八四九第一、八四九第二、八五〇一、八五〇三から八五〇六まで、八五〇第二、八五一一から八五一四まで、八五二一、八五二二、八五三二から八五三四まで、八五四、八五五二から八五五三まで、八五六一から八五六九まで及び八五七第一並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
<p>から八六三九まで、八六三第四、八六四三、八六四第一、八六四第二、八六五二から八六五二一まで、八六六一から八六六一〇まで、八六七二から八六七三まで、八六八一から八六八五まで、八六九一から八六九八まで、八七〇一、八七〇三から八七〇六まで、八七〇第二、九五七二から九五七七まで、九五八一、九五八二、九五八五から九五八七まで、九五八一〇から九五八一六まで、九五九一、九五九三から九五九八まで、九五九第九、九六〇一、九六〇二、九六〇四から九六〇六まで、九六〇八から九六〇三まで、九六一一、九六一三、九六一第二、九七八一から九七八四まで、九七九一から九七九九まで、九八〇二から九八〇四まで、九八〇第一、九八一第一、九八一第二、九八二第一、九八二第二、九八三二から九八三三まで、九八四一から九八四三まで、九八四四、九八四六、九八六一から九八六六まで、九八七二、九八七三、九八七四から九八七五まで、九八七二五から九八七三二まで、九八七第三、一〇八〇一から一〇八〇四まで、一〇八一一から一〇八一五まで、一〇八二第一から一〇八二第四まで、一〇八三、一〇八四、一〇八五二から一〇八五三まで、一〇八六一から一〇八六四まで、一〇八七二から一〇八七三まで、一〇八八一から一〇八八三まで、一〇八九第一、一〇八九第二、一〇九〇一から一〇九〇四まで、一〇九三第三、一一〇八二、一一〇八三、一一〇八五、一一〇八第二、一一〇九一から一一〇九二七まで、一一〇〇二、一一〇〇第一、一一一一二から一一一一三まで、一一一二、一一一三、一一一五第二、一一一六一、一一一六第二、一一一七一、一一一七第三、一一一八第一、一一一八第三、一一一九第一、一一一九第三、一一二〇一から一一二〇三まで、一一二六七二から一一二六七五まで、一一二六七八から一一二六七二六まで、一一二六七二八から一一二六七三三まで、一二八五四、一二八五六、一二八五七、一二九九二、一三〇〇、一三〇一二、一三〇一三、一三〇二〇、一三〇二二、一三一〇一、一三一〇三から一三一一八まで、一三二二、一三二二三、一三二四一から一三二四四まで、一三二五、一三二五二、一三二五六第二、一三二五六第二、一三三</p>	

	<p>一六三、一三一六第二、一三一六第三、一三一七二、一三二七三、一三一七四及び一三一七第二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字鹿江字道久籠三角八五七第二、八五八一から八五八七まで、八五九三、八六〇二、八六一二、八六一四から八六一九まで、八六二二、八六二三、八六二第二、八六三二から八六三四まで、九六四三、九六四四、九六四第三、九六五二、九六五四から九六五七まで、九六五第二、九六五ロ、九六六第一、九六六第二、九六七二から九六七三まで、九六八一から九六八一〇まで、九六九第一、九六九第二、九七〇一から九七〇三まで、九七一から九七一一まで、九七二から九七二七まで、九七三二、九七三三、九七三五から九七三二一まで、九七三第二、九七四一から九七四四まで、九七五二、九七五三から九七五五まで、九七五第一、九七六第一、九七六第二、九七七二、九七七三、九七七第七、一〇九一から一〇九一七まで、一〇九二二、一〇九二三から一〇九二五まで、一〇九二第二、一〇九三二、一〇九三五、一〇九三第三、一〇九三第四、一〇九四二、一〇九四三から一〇九四五まで、一〇九四第一、一〇九五二、一〇九五三、一〇九五第二、一〇九六第一、一〇九六第二、一〇九七第一、一〇九七第二、一〇九八第一、一〇九八第二、一〇九九第一、一〇九九第二、一一〇〇第一から一一〇〇第三まで、一一〇一第一から一一〇一第三まで、一一〇二第一から一一〇二第三まで、一一〇三第一、一一〇三第二、一一〇四第一、一一〇四第二、一一〇五二、一一〇五三、一一〇五四、一一〇五第二、一一〇六一、一一〇六三、一一〇六第二、一一〇七二、一一〇七三から一一〇七九まで及び一一〇七第二並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字鹿江字咭分籠一二六八、一二六八一、一二六八二、一二六八四、一二七〇、一二七七〇、一二七七二、一二七七三及び一二七八一から一二七八三まで</p> <p>大字鹿江字咭分籠一二六八、一二六八一、一二六八四、一二七〇、一二七七二、一二七八二及び一二七八三の地先の字道久</p>	<p>大字鹿江字道久籠三角</p> <p>大字鹿江字咭分</p>	<p>籠二角の道路及び水路</p> <p>大字鹿江字道久籠一二八二二から一二八二四まで、一二八五八から一二八五二〇まで、一二八九、一二九〇一、一二九〇二及び一二九一二の地先の字道久籠二角の道路及び水路</p> <p>大字鹿江字咭分籠一二七〇第二、一二七一から一二七一五まで、一二七二二、一二七二三、一二七三二から一二七三三まで、一二七五、一二七九、一二七九二、一二八二一、一二八二二、一二八三二、一二八三三、一三五〇一から一三五〇三まで、一三七〇一から一三七〇五まで、一三七八一から一三七八一五まで、一三八三三、一三八三三及び一三八四二</p> <p>大字鹿江字咭分籠敷田一二七六一及び一二七六二</p> <p>大字鹿江字咭分屋敷田一二九二二、一二九二三、一二九八二、一二九八三、一三〇八、一三〇八二、一三七一一、一三七一一、一三七一四及び一三七一第二</p> <p>大字鹿江字咭分籠二角一六八七二から一六八七九まで、一六八八二、一六八八三、一六八九、一六八九三、一六八九四、一六八九第九、一六九〇一、一六九〇三から一六九〇八まで、一六九〇第二、一六九一第二、一六九三二から一六九三四まで、一六九五一及び一六九五第二</p> <p>大字鹿江字道久籠一七一八第三、一七一九第二、一七二〇第二、一七二三第三、一七三〇第三、一七三二第二、一七三三二、一七三三第三、一七三九第二、一七四一第一、一七四二第二、一七四三第三、一七四六第二、一七四七第三、一七四八第三、一七四九第三、一七五二第二、一七五三第三、一七五九三、一七五九第二、一七六一第一、一七六三二、一七六三四、一七六三五、一七九三第三、一八〇八第二、一八一四二、一八一四三、一八一四第四、一八一五、一八一五第二、一八一五第三、一八一六、一八一七、一八一七二、一八一九二、一八一九三、一八一九四、一八二二、一八二二二、一八二二三、一八二六、一八二七、一八二九第一、一八二九第二</p>
--	--	----------------------------------	---



<p>大字堤字堤</p>	<p>大字馬洗字下黒木</p>	<p>大字馬洗字上黒木</p>
<p>大字馬洗字下黒木一八一九<sub>二</sub>、一八一九<sub>三</sub>及び一八二〇<sub>二</sub>        大字堤字牛田四四<sub>二五</sub>、四五〇<sub>二</sub>、四五二<sub>二</sub>及び四五四<sub>二</sub>        大字湯崎字小島又二〇九<sub>二</sub>、二二〇<sub>二</sub>、二二二<sub>二</sub>、二二七<sub>三</sub>、        二二七<sub>四</sub>、二二八<sub>三</sub>、二二八<sub>四</sub>、二二九<sub>二</sub>、二二九<sub>四</sub>、二二〇<sub>二</sub>、        二二二<sub>二</sub>、二四九<sub>二</sub>から二四九<sub>四</sub>まで、三八二<sub>二</sub>、又三八一<sub>、三</sub></p>	<p>大字馬洗字下黒木一六四六<sub>五</sub>から一六四六<sub>八</sub>まで、一六四七<sub>三</sub>、一六四七<sub>四</sub>、一六五〇<sub>三</sub>、一六五〇<sub>四</sub>、一六五一<sub>三</sub>、一六五一<sub>四</sub>、一六五四<sub>三</sub>、一六五四<sub>四</sub>、一六五五<sub>三</sub>、一六五五<sub>四</sub>、一六五七<sub>二</sub>から一六五七<sub>四</sub>まで、一六五八<sub>五</sub>、一六五八<sub>六</sub>、一六五八<sub>九</sub>、一六五八<sub>一〇</sub>、一六五九<sub>五</sub>、一六五九<sub>六</sub>、一六五九<sub>九</sub>、一六五九<sub>一〇</sub>、一六六〇<sub>三</sub>から一六六〇<sub>五</sub>まで、一六六三<sub>三</sub>、一六六三<sub>四</sub>、一六六四<sub>三</sub>、一六六四<sub>四</sub>、一六六七<sub>三</sub>、一六六七<sub>五</sub>、一六六八<sub>三</sub>、一六六八<sub>六</sub>、一六七〇<sub>三</sub>、一六七〇<sub>七</sub>、一六七七<sub>一</sub>、一八〇六<sub>三</sub>、一八〇六<sub>六</sub>、一八〇七<sub>三</sub>、一八〇七<sub>六</sub>、一八一〇<sub>三</sub>、一八一〇<sub>六</sub>、一八一二<sub>二</sub>、一八一二<sub>五</sub>から一八一二<sub>七</sub>まで、一八一三<sub>三</sub>、一八一三<sub>四</sub>、一八一四<sub>四</sub>、一八一四<sub>五</sub>、一八一五<sub>四</sub>、一八一五<sub>五</sub>、一八一六<sub>三</sub>及び一八一六<sub>四</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	<p>で、一五三七<sub>六</sub>、一五三七<sub>七</sub>、一五三八<sub>五</sub>、一五三八<sub>八</sub>、一五三八<sub>九</sub>、一五四〇<sub>五</sub>、一五四〇<sub>七</sub>、一五四〇<sub>八</sub>、一五四一<sub>二</sub>、一五四四<sub>四</sub>、一五四五<sub>四</sub>、一五四八<sub>四</sub>及び一五四九<sub>三</sub>並びにこれらに伴う道路の区域</p> <p>大字馬洗字下黒木一七六二<sub>二</sub>、一七六二<sub>三</sub>、一七六三<sub>一</sub>、一七六三<sub>二</sub>、一七六六<sub>三</sub>、一七六六<sub>五</sub>、一八五三<sub>ロ</sub>及び一八五三        大字馬洗字馬洗二八二五<sub>二</sub>、二八二五<sub>三</sub>、二八二六<sub>二</sub>、二八二九<sub>三</sub>、二八三〇<sub>二</sub>、二八三〇<sub>三</sub>、二八三七<sub>三</sub>から二八三七<sub>五</sub>まで、二八三八<sub>三</sub>、二八三九<sub>三</sub>及び二八三九<sub>四</sub>並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>大字堤字堤七二二<sub>二</sub>及び七二二<sub>三</sub></p>
	<p>大字大渡字岡崎</p>	
<p>大字大渡字三本松二九四<sub>二</sub>、二九七<sub>三</sub>、二九八<sub>三</sub>、三〇二<sub>二</sub>、三〇一<sub>三</sub>、三〇二<sub>三</sub>、三〇二<sub>四</sub>、三〇三<sub>三</sub>、三〇五<sub>一</sub>から三〇五<sub>三</sub>まで、三〇六<sub>一</sub>、三〇六<sub>二</sub>、三〇七<sub>一</sub>から三〇七<sub>三</sub>まで、三〇八<sub>三</sub>、三〇八<sub>ロ</sub>、三一一〇<sub>一</sub>、三一一〇<sub>二</sub>、三一一二<sub>一</sub>から三一一四<sub>四</sub>まで、三一一五<sub>一</sub>、三一一六<sub>一</sub>、三一一七<sub>一</sub>、三一一七<sub>二</sub>、三一一七<sub>三</sub>、三三〇<sub>一</sub>、三三〇<sub>七</sub>、三三二<sub>二</sub>、三三二<sub>四</sub>、三三三<sub>三</sub>、三三三<sub>九</sub>及び三三九<sub>一</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	<p>大字大渡字一本松三<sub>六</sub>、五<sub>四</sub>、五<sub>六</sub>、六<sub>一</sub>、六<sub>二</sub>及び七<sub>二</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字大渡字一本柳九<sub>二</sub>、九<sub>二</sub>、九<sub>三</sub>、九<sub>四</sub>、九<sub>四</sub>、一<sub>一</sub>、一<sub>二</sub>、一<sub>三</sub>、一<sub>三</sub>、一<sub>四</sub>から一<sub>四</sub>まで、二<sub>一</sub>、二<sub>一</sub>、二<sub>二</sub>、二<sub>二</sub>及び二<sub>二</sub></p> <p>大字大渡字二本松二四三<sub>三</sub>から二四三<sub>四</sub>まで、二四三<sub>七</sub>、二四三<sub>八</sub>、二四四<sub>一</sub>、二四四<sub>四</sub>から二四四<sub>六</sub>まで、二四四<sub>八</sub>、二四四<sub>九</sub>、二四五<sub>三</sub>、二四五<sub>五</sub>、二四五<sub>六</sub>、二六六<sub>二</sub>、二六六<sub>ロ</sub>、二七一<sub>一</sub>、二八五<sub>一</sub>から二八五<sub>三</sub>まで、二八六<sub>一</sub>から二八六<sub>三</sub>まで、二八七<sub>一</sub>、二八七<sub>三</sub>、二八八<sub>二</sub>、二九一<sub>二</sub>及び二九二<sub>二</sub>並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>大字大渡字三本松二九四<sub>二</sub>、二九七<sub>三</sub>、二九八<sub>三</sub>、三〇二<sub>二</sub>、三〇一<sub>三</sub>、三〇二<sub>三</sub>、三〇二<sub>四</sub>、三〇三<sub>三</sub>、三〇五<sub>一</sub>から三〇五<sub>三</sub>まで、三〇六<sub>一</sub>、三〇六<sub>二</sub>、三〇七<sub>一</sub>から三〇七<sub>三</sub>まで、三〇八<sub>三</sub>、三〇八<sub>ロ</sub>、三一一〇<sub>一</sub>、三一一〇<sub>二</sub>、三一一二<sub>一</sub>から三一一四<sub>四</sub>まで、三一一五<sub>一</sub>、三一一六<sub>一</sub>、三一一七<sub>一</sub>、三一一七<sub>二</sub>、三一一七<sub>三</sub>、三三〇<sub>一</sub>、三三〇<sub>七</sub>、三三二<sub>二</sub>、三三二<sub>四</sub>、三三三<sub>三</sub>、三三三<sub>九</sub>及び三三九<sub>一</sub>並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>	<p>八二<sub>三</sub>、三九〇<sub>四</sub>、三九〇<sub>五</sub>、三九一<sub>三</sub>、六七六<sub>二</sub>、六七八<sub>三</sub>及び六七九<sub>二</sub>並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>大字馬洗字馬洗二八四〇<sub>三</sub>、二八四二<sub>二</sub>、二八四二<sub>三</sub>、二八四三<sub>三</sub>、二八四五<sub>二</sub>、二八四六<sub>二</sub>、二八四七<sub>二</sub>及び二八四八<sub>二</sub></p> <p>大字堤字船野一五五五<sub>二</sub>、一五五六<sub>二</sub>、一五五七<sub>二</sub>、一五五八<sub>二</sub>、一五五八<sub>三</sub>、一五五九<sub>一</sub>、一五五九<sub>二</sub>、一五六〇<sub>三</sub>、一六三〇<sub>四</sub>、一六三一<sub>二</sub>、一六三二<sub>二</sub>、一六三五<sub>二</sub>、一六四〇<sub>一</sub>、一六四一<sub>二</sub>、一六四四<sub>三</sub>から一六四四<sub>五</sub>まで、一六四八<sub>三</sub>、一六四九<sub>二</sub>、一六五二<sub>三</sub>、一六五四<sub>一</sub>、一六五六<sub>二</sub>、一六六一<sub>一</sub>、一六六一<sub>二</sub>、一六六一<sub>五</sub>、一六六四<sub>二</sub>、一六六四<sub>三</sub>、一六六四<sub>四</sub>、一六六四<sub>五</sub>、一六七〇<sub>三</sub>、一六七二<sub>二</sub>、一六七三<sub>二</sub>、一九五二<sub>二</sub>、一九六六<sub>二</sub>及び一九六八並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字湯崎字湯崎一三七五<sub>二</sub></p>

大字大渡字四本松三五<sup>一三</sup>、三五<sup>三三</sup>、三五<sup>五二</sup>、三五<sup>七二</sup>、  
 三六<sup>五</sup>、三六<sup>六二</sup>、三七<sup>〇二</sup>、三七<sup>一三</sup>、三七<sup>四二</sup>、三七<sup>五二</sup>、  
 三七<sup>八二</sup>、三八<sup>〇三</sup>、三八<sup>四二</sup>、三八<sup>五二</sup>、三八<sup>八二</sup>、三八<sup>九二</sup>、  
 三九<sup>二二</sup>、三九<sup>四二</sup>から三九<sup>四四</sup>まで、三九<sup>七二</sup>、三九<sup>八二</sup>、四  
 〇<sup>一</sup>、四〇<sup>二</sup>、四〇<sup>三</sup>、四〇<sup>四</sup>、四〇<sup>五</sup>、四〇<sup>六</sup>、  
 四〇<sup>七</sup>、四〇<sup>八</sup>、四〇<sup>九</sup>、四一<sup>一</sup>、四一<sup>二</sup>、四一<sup>三</sup>、四一<sup>四</sup>、  
 四一<sup>五</sup>、四一<sup>六</sup>、四一<sup>七</sup>、四一<sup>八</sup>、四一<sup>九</sup>、  
 四二<sup>一</sup>から四二<sup>一〇</sup>まで、四二<sup>一一</sup>から四二<sup>二〇</sup>まで、四二<sup>二</sup>  
 一から四二<sup>二五</sup>まで、四二<sup>二六</sup>から四二<sup>三〇</sup>まで、四二<sup>三</sup>一か  
 ら四二<sup>三四</sup>まで、四二<sup>三五</sup>、四二<sup>五</sup>、四二<sup>七</sup>、四二<sup>八</sup>、四  
 二<sup>九</sup>、四三<sup>一</sup>、四三<sup>二</sup>から四三<sup>二五</sup>まで及び四三<sup>三</sup>並び  
 にこれらに伴う道路及び水路の区域

大字大渡字五本松四二<sup>四</sup>、四二<sup>四</sup>、四二<sup>四</sup>、四二<sup>五</sup>、  
 四四<sup>六</sup>、四四<sup>六</sup>、四四<sup>八</sup>、四四<sup>八</sup>、四四<sup>九</sup>、四四<sup>九</sup>、  
 四五<sup>三</sup>、四五<sup>四</sup>から四五<sup>四七</sup>まで、四五<sup>四</sup>一〇、四五<sup>四</sup>一  
 四、四五<sup>四</sup>、四五<sup>四</sup>、四八<sup>〇</sup>、四八<sup>一</sup>、四九<sup>二</sup>、四九<sup>二</sup>、  
 四九<sup>三</sup>及び五〇<sup>〇</sup>から五〇<sup>〇五</sup>まで並びにこれらに伴う道  
 路及び水路の区域

大字大渡字六本松五〇<sup>一七</sup>、五〇<sup>一八</sup>、五〇<sup>二八</sup>、五一<sup>三三</sup>、  
 五一<sup>五</sup>、五一<sup>三</sup>、五一<sup>三</sup>、五一<sup>三</sup>、五一<sup>四</sup>、五一<sup>四</sup>、五一<sup>八</sup>、  
 一から五二<sup>八七</sup>まで、五二<sup>九</sup>、五二<sup>九</sup>、五三<sup>〇</sup>、五三<sup>〇</sup>、  
 五三<sup>一</sup>、五三<sup>二</sup>、五三<sup>三</sup>、五三<sup>六</sup>、五三<sup>八</sup>、五四<sup>〇</sup>、  
 五四<sup>三</sup>、五四<sup>四</sup>、五四<sup>四</sup>、五五<sup>一</sup>、五五<sup>一</sup>、  
 五五<sup>三</sup>、五五<sup>三</sup>、五五<sup>四</sup>、五五<sup>四</sup>から五五<sup>四六</sup>まで、五  
 四<sup>八</sup>、五五<sup>四</sup>、五五<sup>四</sup>、五五<sup>四</sup>、五五<sup>四</sup>、  
 一六、五五<sup>五</sup>、五五<sup>六</sup>、五五<sup>六</sup>及び五五<sup>六</sup>並び  
 にこれらに伴う道路の区域

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為  
 に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
 平成16年11月17日

- 佐賀県知事 古 川 康
- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
佐賀郡大和町大字匠寺字四本杉332番2
  - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
佐賀市若宮三丁目4番654号  
中島博行

都市計画道路伊万里松浦線について、その事業の内容を修正したことにより  
 環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める第1種事業又は第2種事業の  
 いずれにも該当しなくなったので、同法第30条第1項の規定により、次のとお  
 り公告します。

平成16年11月17日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 都市計画決定権者の名称  
佐賀県知事 古川 康
  - 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
    - (1) 名称 都市計画道路伊万里松浦線
    - (2) 種類 一般国道の新設
    - (3) 規模
  - ア 延 長 約18キロメートル
  - イ 車線の数 4車線
  - 3 その他
- 都市計画道路伊万里松浦線のうち、一般国道497号伊万里道路（延長約7  
 キロメートル、車線の数4車線）については、佐賀県環境影響評価条例（平



<p>成11年佐賀県条例第25号。以下「条例」という。) 第2条第2項の対象事業に該当するため、条例第44条第1項の規定により、環境影響評価法の規定に基づき行われた手続を、環境影響評価法の規定に相当する条例の規定に基づき行われた手続とみなし、今後の環境影響評価に係る手続については、条例に基づき行います。</p> <p>4 問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 (電話0952-25-7159)</p> <p>土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、三日月南部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。</p> <p>平成16年11月17日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p>	<p>理事</p> <p>古川 謙吉 高田 金八 古川 芳幸 平石 勝敏 藤川 忠文 古賀 英弘 柿本 隆志 尾形 隆志 末次 正徳 大島 俊秋 樋渡 利行 松尾 忠義 小川 伊織 池田 操 池田 博實 江口 武人</p> <p>大字堀江584番地のイ " 133番地の2 " 1711番地 " 大字金田811番地 " 921番地 " 大字三ヶ島761番地 " 大字樋口519番地2 " 1100番地 " 大字長神田2118番地1 " 大字金田158番地イ " 1261番地 " 大字樋口97番地3 " 佐賀郡久保田町大字久富3061番地の5 " 小城市三日月町大字樋口809番地 " 大字堀江620番地 " 大字樋口1531番地</p> <p>平成16年7月30日就任</p>
<p>役職名</p> <p>氏名</p> <p>住 所</p> <p>就 退 任 年 月 日</p> <p>理 事</p> <p>古川 謙吉 池田 正久 南里 國男 永淵 正広 藤川 忠文 池田 操 小林 英隆 岩松 善彦 森 清治 大島 俊秋 大島 博 中島 竹彦 小川 伊織 森 登志彦 南里 政雄 中島 哲哉</p> <p>小城市三日月町大字堀江584番地のイ " 348番地の2 " 1710番地 " 大字金田794番地 " 921番地 " 大字樋口809番地 " 1523番地 " 1146番地 " 大字長神田1967番地 " 大字金田158番地イ " 1198番地 " 大字樋口156番地 " 佐賀郡久保田町大字久富3061番地の5 " 小城市三日月町大字三ヶ島482番地 " 大字堀江229番地 " 大字樋口509番地2</p> <p>平成16年7月29日退任</p>	<p>県営土地改良事業 (ため池等整備) 部子谷地区の計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年11月17日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業 (ため池等整備) 部子谷地区の変更後の土地改良事業計画書の写し</li> <li>2 縦覧の期間 平成16年11月18日から平成16年12月16日まで</li> <li>3 縦覧の場所 西有田町役場</li> </ol>

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月十七日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画（株）